

宮 監 公 表 第 1 1 号
令 和 5 年 3 月 2 4 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

工事技術監査措置状況の公表について

令和4年度工事技術監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
建設部（建築住宅課）
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式)

令和4年度工事技術監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度工事技術監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：建設部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>ア コンクリートポンプ車のホッパ（投入口）へのセメント投入時において、ホッパスクリーン（防護金網）を外して作業していた。適切な安全管理の指導に留意されたい。【労働安全衛生規則第101条】</p> <p>イ わく組足場について、次のような不備があった。適切な安全管理の指導に留意されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部に転落防止のための手すりが設置されていなかった。【労働安全衛生規則第563条】 交さ筋かい（ブレース）下部に、転落防止のための下さんまたは幅木が設置されていなかった。【労働安全衛生規則第563、567条】 手すりにたわみが生じる恐れのあるもの（繊維ロープ）を使用し、設置していた。【労働安全衛生規則第563条】 	<p>ア 書類調査日には、本工程が終了していたため、受注者に対して今後ホッパスクリーンを外して作業することがないよう指導した。</p> <p>イ 現地調査日に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部の転落防止のための手すり 筋かい下部の下さんまたは幅木 繊維ロープを手すりとしている箇所への適切な構造の手すり <p>を設置するよう受注者に指導した。その後、現場において労働安全衛生規則（以下「規則」という。）563条及び567条に規定される手すり、幅木が設置されていることを確認した。</p> <p>以降は、規則を満足する状況を維持できていた。</p> <p>上記内容について、工事監理を行う上で適切な安全管理指導を受注者に行えるよう課内で情報共有を図った。</p>

令和 5年 2月 27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

